Artemisバレーボールクラブ 会則

第１条（名称・所属）

本クラブはArtemisバレーボールクラブ（以下「本クラブ」という)と称する。
本クラブの所属する上部団体は、千葉県小・中学生バレーボール連盟、ヤングバレーボール連盟である。

第２条（運営・組織）

１）本クラブの運営は、日本スポーツ協会／日本バレーボール協会／日本小学生バレーボール連盟／千葉県小・中学生バレーボール連盟、ヤングバレーボール連盟の運営指針を規範とする。

２）本クラブの組織は、会員、代表者、指導者、会員保護者で構成される。

第３条（所在地）

本クラブは所在地を代表者宅におく。

第４条（目的）

本クラブは、本クラブ会員（以下、会員という）のバレーボール技術の向上だけでなく、仲間との交流、心身の健全な成長、スポーツの楽しさの体験、地域に貢献できる人材育成を目的とする。

第５条 （活動方針）

本クラブは、前条の目的を達成する為に次の活動方針を実行する。

１） 「おはよう」「ありがとう」など、心のこもった挨拶ができる子を育てる。

２） バレーボールの練習・試合を通して、丈夫な身体作りを行う。

３） 保護者、指導者、上級生、下級生、他クラブ団体とのコミュニケーションを計り、人を思いやり、心から人と語り合える子を育てる。

４） 試合・練習の活動を通して考えること、頑張れること、くやしいことを経験し、自らの目標設定と達成感を学ぶ。

第６条（活動）

本クラブは、主に以下の活動を行なう。

１）定期練習

定期練習とは、毎週月曜日、水曜日、木曜日、土曜日、日曜日、祝日に実施するバレーボール技術向上ための基礎練習のこと。別表１に活動時間、並びに活動場所について記す。学校施設の利用状況などにより、時間や場所が変更になる場合は、指導者より事前に連絡する。

２）練習試合

主に、土日・祝日に他クラブと練習試合を行うこと。遠征の場合は、指導者が提示する日程・場所に保護者が同意したうえで参加すること。

３）各種バレーボール大会への参加

ジュニア・ヤングそれぞれが、連盟主催大会や招待大会に参加する。

ａ）ジュニアの部

全国大会 ／ 実施時期：予選会 毎年５月、決勝大会 毎年６月

関東大会 ／ 実施時期：予選会 毎年９月、決勝大会 毎年１０月

新人大会 ／ 実施時期：予選会 毎年１月、決勝大会 毎年２月

上記、３大会を以下、「本大会」と称す。

その他、関東地区近県のスポーツ協会、他クラブ団体の主催する招待大会

ｂ）ヤングの部

ヤング大会 ／ 実施時期：毎年５月

交流大会／ 実施時期：毎年１２月末

その他、各会員の所属する学校部活動として参加する大会

４）所属連盟主催の行事への参加

第２条に記載する組織の活動行事、他チーム団体からの招待・広告に対し、指導者が保護者へ提示し合意の得られた行事へ参加する。

５）レクリエーション活動

指導者、保護者、その他本クラブに関係する育成母集団（OB、OG 含む）の計画するレクリエーション活動（合宿含む）に参加する。

６）その他本クラブの目的達成に必要な活動

ａ）合宿：指導者が計画する、連続する複数暦日の活動で宿泊を伴う活動をいう。

ｂ）遠征：定期練習の活動場所を離れ、他クラブ団体の活動場所、または参加大会開催場所など、指導者が指定する場所へ会員が移動し活動すること。
開催場所によっては、宿泊を伴う場合もある。

ｃ）配車：定期練習の活動場所を離れる際の移動手段として、本クラブは配車制度を設ける。配車は、会員保護者が自身の会員、並びに自身の会員以外を預かり、会員保護者が所有する自家用車で、会員・会員保護者を活動場所まで移動させる。配車制度を利用する場合、配車を担当する会員保護者には配車料金が支給される。配車料金の決定は、代表者が算出し提示する。配車料金の支払いは、都度清算とする。配車担当者は、通常の自動車保険（任意保険を含む）に加入していることを前提とし、安全運転に努める。

第７条 （代表者）

代表者はクラブ全体を統括し、外部会合への出席、保護者会の開催、指導者の役割決定などを行う。

第８条（会員の構成）

本クラブに所属する会員の構成は、原則、松戸市内、及び近隣市内に在住する女子中学生（カテゴリ区分：ヤングという）、並びに男女小学生（カテゴリ区分：ジュニアという）で前４条、５条、６条に定める条文に賛同し、活動を希望する者とする。但し、他バレーボールチーム団体に所属していた場合は、クラブの育成方針との整合性を確認するため、代表者による事前の相談・承認を必要とする。

第９条（会員登録）

本クラブ会員は、日本バレーボール協会が運営する資格登録システム（以下、JVA-MARS という）へ登録される。この登録を以て本クラブ会員となる。

JVA-MARS への登録をしない会員を、「準会員」とする。準会員の活動は、前第６条に示す本大会、並びにこの登録を必要とする活動への参加はできない。

第１０条 （入会）

本クラブへの入会は、入会希望の意思表示（口頭、メール連絡等）をし、代表者が承認し、本クラブの利用する活動連絡配信アプリ「らくらく連絡網」(以下、らく連という）に登録された時点で入会とする。入会は、年度の途中であってもよい。

入会が確定した後、会費は保護者会会計が指定する期日までに納入いただく。尚、会員の保護者は自動的に本クラブ保護者会の所属となる。

第１１条 （退会）

本クラブを退会する場合には、代表者へ退会の意思表示を、メール、もしくはらく連等（以下、これらを連絡媒体という）を利用し連絡をすること。その際、連絡媒体には、必ず「会員氏名」、「退会希望日」を記載すること。退会の意思表示をした会員は、代表者に承認され、JVA-MARS から登録除名され、らく連からも登録を除名された時点で退会となる。退会日は、年度の途中であってもよい。

退会に際し、既に納付済みの会費は、活動準備費・消耗品費として使用されているため返金できないものとする。又、会員の退会と同時に保護者は、本クラブ保護者会を退会する。

第１２条 （会員のカテゴリ／区分について）

本クラブの会員は、原則として別表２に示すカテゴリに区分される。

尚、指導者が、会員自身のカテゴリ以外の区分で活動を指示する場合もある。

また、会員が会員自身のカテゴリ以外での活動を希望する場合は、代表者に承認を得なければならない。

第１３条（会計）

本クラブの会計は、会員の納める会費、寄附金、補助金、その他の収入によって支弁する。会員の納付する会費の料金、金額については、別表３に示す。

第１４条（会計年度）

本クラブの会計年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。

第１５条（会費）

会費の利用目的は、本クラブの会員がバレーボール活動を実行するにあたり必要な用具・消耗品など、必要な費用に充当する。

会費の使途については、代表者、保護者会代表者の両者の承認を得て決定される。会費の集金については、会費の納入は原則として年２回（４月・10月）とし、保護者会会計が案内する期日までに納入いただく。但し、会員保護者からの申し出により個別に支払い方法を変更する事もできる。変更する場合は、保護者会会計に申し入れ、保護者会代表者が審査し、代表者が承認する。

別表３に示す以外の費用について、以下の費用がある。原則としてこの費用の支払いについては実費とする。

１）遠征費（配車関連含む）

２）レクリエーション活動参加費

３）その他会費で賄うことができない必要不可欠な活動費、備品費、消耗品費
（ユニホームの更新、破損した備品の買い替え等）

尚、チームの活動で、移動に公共交通機関を利用した場合、個人的に自己の所有する車両を利用した場合は、会員、及び会員保護者の自己負担とする。

第１６条（スポーツ保険）

本クラブは万が一の事故に備えスポーツ安全保険に加入する。保険料は会員、会員保護者が支払う。

会員、会員保護者は、保険の適用が必要と考えられる事由が発生した場合には、速やかに代表者、指導者、若しくは、保護者会代表者に申し出ること。

第１７条 （会計報告）

保護者会会計は、定期保護者会において、年度の会計報告を行い、書類の承認を得る。監事は、前項に定める会計報告および計算書類について、事前に確認の上、監査を行う。

第１８条 （指導者）

指導者は、会員の指導育成に対して情熱をもち、バレーボールに関する知識と技術、指導方法を学び続け、会員から信頼される存在であること。

本クラブは、カテゴリ別に監督１名をおき、その補佐としてコーチを数名おく。
監督、コーチは、代表者により任命される。
保護者会より推薦される指導者がある場合は、代表者がその任命権を持つ。

１）監督
　監督は、練習および試合に対して全責任を負う。又、年間の練習方針を決定し、試合および練習試合においての作戦、ベンチ入り選手の決定、試合における選手の起用法が一任される。
２）コーチ
　コーチは、練習、試合において代表者、監督の方針、活動を補佐する。

第１９条（保護者会）
本クラブに保護者会をおく。それについては別に定める。

第２０条（広報活動）
本クラブは、広報活動として、代表者により活動内容をホームページ、ＳＮＳに掲載する。本クラブの活動に参加する者は、広報活動に協力する。写真・動画の掲載に支障がある場合は、事前に代表者へ相談いただければ、個別に対応する。又、会員募集等の活動として紙による広報活動を行う場合もある。

第２１条（諸規則の厳守）
　会員、会員保護者は、本クラブの活動にあたり、本会則を守り、本クラブの代表者、指導者の指示に従うこと。
　指導者は、日本スポーツ協会が発行する規定や宣言（倫理規定、スポーツ憲章、スポーツ宣言等）を遵守し活動すること。

第２２条（禁止事項）
　本クラブに所属する者は、以下の行為を禁止する。該当行為が確認された場合は、代表者より厳重注意を行い、必要に応じて一定期間の活動停止措置を取る。同様の行為が繰り返された場合は、クラブの安全な運営のため、退会を命ずる場合がある。
１）暴力行為・体罰行為
　殴る、蹴る、物を投げつける、不必要な身体接触
２）暴言及び精神的なハラスメント
　怒鳴る、脅迫する、人格を否定する、無視する等
３）セクシャルハラスメント
　性的な言動、勝手に身体に触れる行為等
４）不適切な行為（パワハラ）
　合理的な理由のない肉体的負荷の強制、過度な走り込み、水を飲ませない、意味

のないボールを使った練習、器具を利用した練習等、青少年の成長段階に適さない長時間の激しい運動。

５）差別行為

性別、人種、国籍、障害などを理由とした差別行為

６）倫理違反

試合におけるの不正行為、及び不正操作、賭博行為（金銭以外も含む)、薬物利用による身体的操作（ドーピング）等。

７）マナー

試合中の過度な声援、大きな音の出る道具の利用や、指導者、選手（他チーム含む)・審判への誹謗中傷。

８）体育館施設の利用を妨げる行為。

体育館の無断利用、用具の持ち出し等。

９）盗撮

本クラブの活動を代表者・保護者会代表者の許可なく撮影しないこと。また、撮影した写真、動画は、無断でそれらを公開できる媒体（インターネット、WEB サイト、SNS 等）に情報発信しないこと。

但し、代表者の運営する SNS、ホームページへの情報発信は除く。

10）著作権

代表者が公開した本クラブの活動の写真や動画を個人目的で利用すること。

11）勧誘行為

本クラブに所属する者を、代表者の許可なく別の活動団体へ勧誘する、別のクラブ団体を立ち上げる等に利用すること。

12）携帯電話

会員が、活動時間内に携帯電話を利用すること。但し、保護者不在の場合で、指導者が必要と認めた場合はこの限りではない。又、会員は、活動時間外においてもコミュニケーションアプリ・コミュニケーションツール（特に LINE）を利用して会員同士が直接連絡を取る、複数の会員がグループを作成し、連絡をとることは禁止する。

13）その他

その他、本クラブに所属する、活動することに対し不適切な行為であると判断される事

附則

この会則は２０２６年　９月２５日から施行する。

別表１　活動時間と活動場所

曜日	活動時間	活動場所
月曜日	19:00～21:00	松戸市立牧野原中学校体育館
水曜日	19:00～20:30	松戸市立和名ヶ谷小学校体育館
木曜日	19:00～21:00	松戸市立牧野原中学校体育館
土曜日	13:00～17:00	松戸市立第一中学校 みらい分校体育館
日曜日	13:00～17:00	松戸市立第一中学校 みらい分校体育館
日曜日	19:00～21:00	松戸市立牧野原中学校体育館

別表２　カテゴリ／区分

カテゴリ	区分	学年（年齢）
ジュニア（略記号Ｊ）	小学生の男女	４～6 年生（９～１２歳）
キッズ（略記号Ｋ）	小学生の男女	１～３年生（６～９歳）
ヤング（略記号Ｙ）	原則、中学生女子 （一部男子の参加を認める）	１～3 年生（１２～１５歳）

別表３　会費

カテゴリ	会費金額（1 ヶ月分を示す）	支払い日
ジュニア・キッズ	1,000 円 （但し、兄弟で入会の場合 2 里目は 500 円とする）	4 月、10 月の第一日曜日
ヤング	4,000 円	毎月第一日曜日

Artemisバレーボールクラブ 保護者会会則

第１条　名称

本会は、Artemisバレーボールクラブ保護者会と称する。

第２条　（目的）

本会は、Artemisバレーボールクラブ（以下、本クラブという）の健全な運営のため、次の活動を行なう。

本クラブの活動目的達成のための支援

本クラブの定める大会・練習・試合等で会員を応援すること。

会員増加のための広報活動

会員相互の親睦とコミュニケーション能力・体力向上のための支援

その他、本クラブ会員育成に必要な事項

第３条　（組織）

本会は、本クラブの保護者および目的に賛同する者をもって構成する。

第４条　（役員）

本会には次の役員を置く。

会長　　（１名）

副会長　（１名）

会　計　（２名）

監査員　（１名）

役員は、年１回開催する定例保護者会で決定、承認される。

第５条　（役員の役割）

会長とは、本会の代表であり、本クラブの代表者、指導者と連絡を取るなど、会員保護者の活動を統括する。又、本クラブに対し保護者からの提案、意見、確認事項等がある場合にはその議事を集約し、代表者、指導者へ連絡をする。

２）会長は、本クラブ会費の使途についての承認権限を持つ。

３）副会長は、本会の活動において会長の補佐をする。

又、会長に不測の事由が発生した場合には、次の会長が決定されるまで会長代理として活動する。

４）会計とは、本クラブの会費の出納を管理する。

又、年１回の定例保護者会へ提出する会計報告を作成する。

第６条　（会計監査）

　定例保護者会の前に、会計書類が適切に作成されているかを監査員が確認し、本クラブの代表者に提出する。代表者は、定例保護者へ報告する。

第７条　（役員の任期）

　役員の任期は毎年１２月１日から翌年１１月３０日の１年間とし、再任は妨げない。会計決算日は毎年３月３１日とする。

　役員に欠員が生じたときは、それを補充する。ただし、その任期は前任者の在任期間とする。

第８条　（定例保護者会）

　定例保護者会は、毎年度１回開催する。開催日程は、毎年３月とする。

本会所属の構成者、本クラブ所属の指導者より要望がある場合は、代表へ申し入れをし、臨時保護者会として日程を決定し、随時開催することを可能とする。

附則

　この会則は２０２６年 ９月 ２５日から施行する。